

令和5年青森県毒物劇物取扱者試験実施要綱

1 試験の期日及び場所

- (1) 期 日
令和5年9月6日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所
青森県青森市安方一丁目1番40号
青森県観光物産館アスパム

2 試験種別

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ① 毒物及び劇物に関する法規
 - ② 基礎化学
 - ③ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験（筆記試験）
毒物及び劇物の識別及び取扱方法

4 提出書類

- (1) 受験願書
受験願書はすべて一葉になっているので、切り離さないこと。
また、受験願書作成の際、消せるボールペンは使用しないこと。
- (2) 写真
出願前6か月以内に脱帽・正面向きで肩から上をカラーで撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したものを受験願書の所定欄に貼り付けること。
- (3) 戸籍抄本、戸籍謄本又は本籍地を記載した住民票の写し（マイナンバーが記載されていないものに限る）
ただし、外国籍の者は住民票の写し又は住民票記載事項証明書（どちらも、国籍等を記載したものに限る）。
※発行の日から6か月以内のもの、コピーは不可。

5 受験願書の提出

<提出先>
〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
青森県 健康福祉部 医療薬務課 薬務指導グループ

郵送の際は簡易書留、書留又は特定記録とすること。

- * 毎年、郵送による受験願書の提出に際し、11(1)なお書きに記載する返信用封筒が同封されているケースが散見されるが、願書提出時に、返信用封筒の同封は必要ないので注意すること。

6 受験願書の受付期間

令和5年7月14日（金）から7月21日（金）までとし、書類が完備されているものに限って、7月21日（金）までの消印のあるものは有効とする。

- * 受付終了後、受験票を返送する。試験10日前までに受験票が届かない場合は医療薬務課薬務指導グループまで連絡すること。

7 受験手数料

(1) 受験願書に10,500円相当額の青森県収入証紙を貼付して納付すること（証紙は消印しないこと）。（注意：日本政府収入印紙は使用できません）

- * 青森県外在住の受験希望者に限り、青森県収入証紙の代わりに、手数料分の郵便為替又は小為替を同封することで申請することができる。その際は、必ず簡易書留、書留又は特定記録で郵送すること。

- * 青森県収入証紙の購入が困難な場合は、一部の証紙売りさばき人において郵送販売に対応している場合があるので、詳細について、青森県ホームページで確認すること。

【確認方法】

青森県ホームページで「県証紙」と入力して検索 > 検索結果の「青森県証紙について」

(2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

8 合格基準

原則として、総得点の6割以上、かつ各科目（3試験科目（1）③及び（2）については、合わせて一つの科目とする。）の得点が4割以上とする。

9 合格発表

令和5年10月11日（水）午前9時発表予定とし、合格番号及び解答について、青森県公式ホームページへ掲載するとともに、医療薬務課及び県型保健所掲示板に掲示する。また、合格者には、合格証を交付する。

10 得点の閲覧

個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受験者本人は、以下のとおり口頭で開示請求することにより、今回実施した試験の項目別得点及び総合得点を閲覧することができる。

(1) 口頭開示請求をすることができる期間

令和5年10月11日（水）～令和5年11月7日（火）午前8時30分～午後5時

※ 10月11日（水）のみ午前9時～午後5時

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 受付及び閲覧の場所

青森県健康福祉部医療薬務課（青森県庁北棟6階、地下駐車場あり）

(3) 持参書類

ア 受験票

イ 受験者本人であることを証明する書類等

(運転免許証、旅券、健康保険証の被保険者証、住民基本台帳カード又は個人番号カードのいずれか)

11 その他

- (1) 受験願書用紙は、県内各県型保健所又は青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで配布する。

なお、願書用紙の郵送を希望する場合は、封筒の左隅に「毒物劇物取扱者試験受験願書送付希望」と朱書きし、120円分(願書用紙1部の場合)の切手を貼った角形2号の返信用封筒(宛先明記のこと)を添えて、医療薬務課薬務指導グループに申し込むこと。

- (2) 試験に必要な携行品については、受験票により通知する。

- (3) 公共交通機関を利用して来場すること。止むを得ず自動車で来場する場合でも、会場周辺に無断駐車、路上駐車等を行わず、会場又は周辺の有料駐車場を利用すること。なお、会場駐車場の割引券等の配布は行わない。

- (4) 原則として、試験開始後30分までは入室を認めるが、交通渋滞等の個人的事情については、その後の入室について一切配慮しないので、悪天候等に備え、確実に受験できるよう前泊等必要な対応をとること。なお、災害・悪天候等による試験の開始時刻繰り下げ等の連絡事項がある場合は、青森県庁ホームページの毒物劇物取扱者試験に関するホームページに掲載する。

- (5) 弁当のカラ等のゴミは各自で持ち帰ること。

- (6) 試験会場はすべて禁煙とする(厳守のこと)。

- (7) 試験について、試験会場(青森県観光物産館アスパム)への直接の問い合わせは絶対にしないこと。

〈試験についての問合せ先〉

青森県 健康福祉部 医療薬務課 薬務指導グループ
電話：017-734-9289 (薬務指導グループ直通)

(8) 受験資格

年齢、学歴、経験等は問わない。

ただし、毒物及び劇物取締法第8条第2項の規定により、次の者は試験に合格しても毒物劇物取扱責任者になることができない。

- ① 18歳未満の者

- ② 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの(※)

※「厚生労働省令で定めるもの」とは

精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

- ④ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

- (9) 視覚・聴覚・音声機能または言語機能に障害を有する者で、受験を希望する者は令和5年7月7日（金）までに青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループまで申し出ること。
- 申し出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。
- (10) 受験にあたっては、受験者本人の判断に基づき、自主的な感染症対策に取り組むこと。